

諮問番号：令和4年度(2022年度)諮問第3号

答申番号：令和4年度(2022年度)答申第4号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項に基づく生活保護廃止処分（以下「本件処分」という。）に係る令和4年（2022年）2月25日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当とはいえない。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

処分庁は、本件処分の理由を、求職活動の指示を履行せず、指示に従う義務に違反したためとしている。

しかしながら、本件処分は不当であり違法である。審査請求人は、本件処分により、生活権を侵害されている。

以上の点から、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

#### 2 理由

##### （1）処分庁の指導指示について

処分庁は、審査請求人に対して、法第27条の規定により、平成29年（2017年）10月10日に1回目の指導指示書を、平成30年（2018年）10月29日に2回目の指導指示書を手交した。その後も、就労支援員による就労支援を行い、求人情報の提示、就労自立促進事業への参加等を促したが、参加を拒否するなど指導に従わないため、令和3年（2021年）12月16日に3回目の指導指示書（以下「本件指導指示書」という。）を手交した。

また、処分庁は、本件指導指示書の内容について、求職活動の回数の指示はなく、真摯に求職活動に取り組む姿勢、努力したかで判断すると説明したにもかかわらず、審査請求人は、令和4年（2022年）2月1日までハローワークへ行くことも電話することもなく、指導指示に従わなかったため、審査請求人に弁明の機会を与えたが、審査請求人は正当な理由もなくこれを欠席した。

このように、処分庁は、文書による指導指示及び弁明の機会を与えた上で、これらの結果に基づき本件処分を行っている。

## （2）本件処分について

審査請求人は、処分庁からの指導指示に対して、平成29年（2017年）9月22日付けの保護開始から本件処分までの間、審査請求人が提出した求職活動報告書からも積極的に求職活動を行ってきたとは認められない。

また、審査請求人は、自身の就労を阻害する要因について、処分庁に相談することもなく、「自分の条件に合った仕事を紹介しろ。」、「就労支援員が紹介する就労先は賃金が安い。」、「生活保護受給していた方が楽。働くと収入分を差し引かれるので働かない。」等と発言し、審査請求人に就労の意欲があったとは認められない。

このようなことから、処分庁が、今後就労支援を再三行ったとしても、審査請求人が積極的に求職活動を行うことはないと判断のうえ、法第4条において生活保護を実施する上で要件とされている「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」との義務を果たして

いるとは認めることができないとし、審査請求人に対し、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年（1963年）4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第11-問1-答3（3）に該当するものとして、本件処分を行っていることが認められる。

以上のことから、処分庁が本件処分を行ったことは、十分な合理性があると認められ、また、本件処分に当たって行われた手続についても、法令等に則って行われたものであり、違法な点は無い。

#### 第4 調査審議の経過

令和4年（2022年）	9月	6日	審査庁から諮問
	10月	28日	第1回審議
	11月	4日	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第74条の規定による調査
	11月	18日	第2回審議
	12月	8日	第3回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

##### 2 本件処分の適法性及び妥当性

###### （1）法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いについて

法第62条第1項では、「被保護者は、保護の実施機関が、（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」とされ、同条第3項では、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」とされている。

被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについ

ては、課長通知第11-問1-答1から3までにその基準が示されており、答3において、保護の停止を経ることなく保護の廃止を行うには、「(1)最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。(2)法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。(3)保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」のいずれかの要件に該当することを要するとしている。

生活保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、同法第245条の9第3項の規定により、各大臣は、市町村が第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができるとされている。これに基づき、厚生労働大臣は、課長通知を定め、市町村は処理基準である課長通知に従うことが通常予定されている。

## (2) 本件諮問に係る審査庁の判断について

本件処分を行うに当たっては、令和3年(2021年)12月16日の本件指導指示書の交付の後、保護の停止を経ることなく保護の廃止が行われていることから、上記のとおり、課長通知第11-問1-答3(1)から(3)までの要件のいずれかに該当している必要があるところ、処分庁等から提出された資料においては、当該要件のいずれに該当するのかが検討及び判断された明確な記載は見当たらなかった。

この点について、審査庁は、諮問説明書において、処分庁が課長通知第11-問1-答3(3)に該当するものとして本件処分を行っていることと認定していることから、当審査会から審査庁に対し、行政不服審査法第74条の規定により、審査庁の上記の認定を基礎づける資料の提出を求めたところ、処分庁が課長通知第11-問1-答3(3)に該当すると判断して本件処分を行った旨が明記された資料は有していないとの回答があった。なお、当該回答において、審査庁からは、弁明書及びケース記録の記載から、処分庁が課長通知第11-問1-答3(3)に該当するものとして本

件処分を行っている」と判断できるとの意見が示されているが、弁明書及びケース記録を含む審査庁から提出された資料からは、処分庁がそのような判断をしたことが明らかであるとはいえない。

したがって、処分庁が課長通知の要件の該当性について具体的に検討をしたのか、及びその検討の結果いずれの要件に該当すると判断して本件処分を行ったのかについて、審査庁の調査及び検討は、不十分であるといわざるを得ない。

### 3 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当とはいえない。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大日方 信 春

委員 富 永 章 子

委員 山 口 智 幸